介護保険サービス利用の手順　サービス利用の流れ①

相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、墨田区介護保険課の窓口や高齢者支援総合センターに相談しましょう。

1 相談する

墨田区介護保険課の窓口または高齢者支援総合センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。



・介護保険サービスが必要
・住宅改修が必要
など

認定

要介護認定を受ける

墨田区介護保険課の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

詳しくは ▶ サービス利用の流れ②（P22～23）



・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
など



基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

サービス・活動事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

詳しくは ▶ P38





・介護予防に取り組みたい
など

墨田区内介護サービス事業所をご覧になれます

墨田区内で介護サービスを行っている事業所を、サービス種類別に掲載していますので、ご覧ください。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

要介護 1～5



ケアプランの作成

介護サービス

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P28～37



要支援 1・2



ケアプランの作成

介護予防サービス

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P28～37



非該当

総合事業

生活機能の低下がみられる（事業対象者）



ケアプランの作成

サービス・活動事業

「サービス・活動事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方（事業対象者）が利用できます。

詳しくは ▶ P40～42



自立した生活が送れる



一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

詳しくは ▶ P43



サービス利用の流れ③へ（▶P24から）

介護保険サービス利用の手順　サービス利用の流れ②

要介護認定の手順

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。
「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要かなどを判断します。

1 申請する

申請の窓口は墨田区の介護保険課や、高齢者支援総合センターです。
申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の代行ができます。
（更新申請も含む）

・居宅介護支援事業者
・介護保険施設　・成年後見人

申請に必要なもの

☑ **申請書**
墨田区介護保険課の窓口やホームページ、高齢者支援総合センターに置いてあります。

▼お手元にある場合のみ▼

☑ **介護保険被保険者証**

☑ **資格確認書等医療保険情報が確認できるものの写し**
（40～64歳の方）

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●訪問調査
認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書
墨田区の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は墨田区が紹介する医師の診断を受けます。

●一次判定
訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定（認定審査）
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



介護保険 Q&A



Q 2つの診療科にかかっているので、両方の先生に意見書を書いてほしい。

A 複数の医師に主治医意見書の作成を依頼することはできません。現在の本人の状態をより理解している医師をお選びください。

認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。
有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください（介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください）。

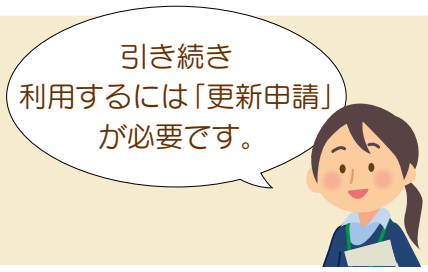

3 結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。
「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「サービス・活動事業」を利用できます。

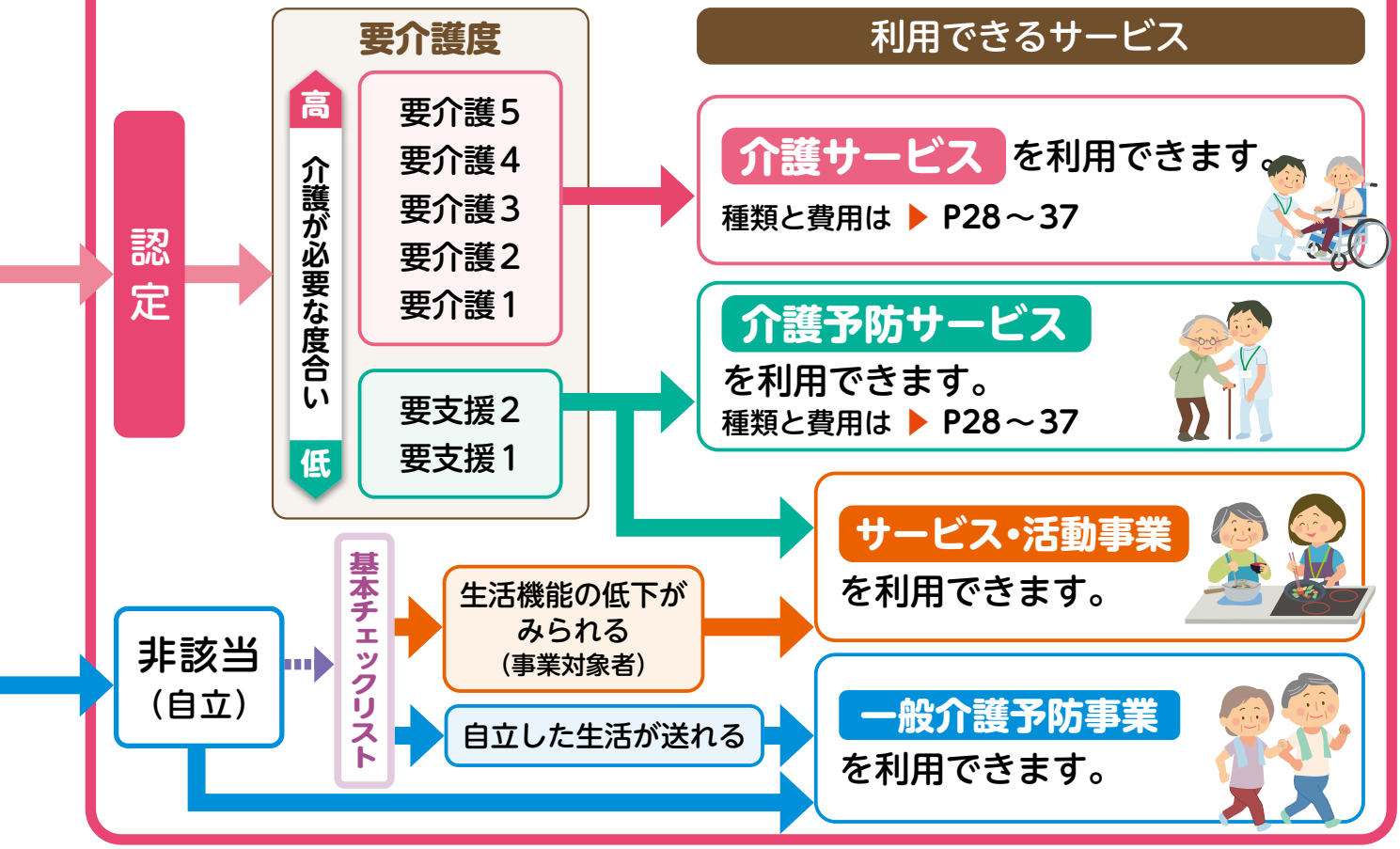

Q 申請後、認定結果が出るまでの間に介護サービスを利用することはできますか？

Ⓐ 申請日から（入院中を除く）介護サービスを利用できます。まずケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーが決まっていない場合は、お近くの高齢者支援総合センターにご相談ください。ただし、認定結果が「非該当」となった場合、利用した介護サービスにかかる費用は全額自己負担になります。

Q 要介護認定を受けており、区外に転出。引越してすぐ介護サービスを利用したい。

Ⓐ 住所を異動して14日以内に介護保険の転入手続きをすれば、一定期間、墨田区で認定された要介護度が転入先の区市町村でも継続します。転入先の区市町村の介護保険窓口にて、介護保険の転入手続きをしてください（マイナンバーが必要）。引越し先での介護サービス利用については、ケアマネジャーに相談してください。

介護保険サービス利用の手順　サービス利用の流れ③

ケアプランの作成からサービス利用まで

要介護１～５と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護
また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は高齢者支援総合センター等に連

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 墨田区が発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申込みます。



要支援1・2の方

1 高齢者支援総合センター等に連絡する

- 高齢者支援総合センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

- 高齢者支援総合センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

事業対象者

1 高齢者支援総合センターに連絡する

- 高齢者支援総合センターに連絡します。



2 ケアプラン※1を作成する

- 高齢者支援総合センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



※1　ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
絡します。

2 ケアプラン※1を作成

●担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

●サービス事業者と契約※2します。
●ケアプランにそって 介護サービス (▶P28～37) を利用します。



2 ケアプラン※1を作成

●入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

●ケアプランにそって介護保険の 施設サービス (▶P35) を利用します。



3 サービスを利用



●サービス事業者と契約※2します。
●介護予防ケアプランにそって 介護予防サービス (▶P28～37) および サービス・活動事業 (▶P40～42) を利用します。

3 サービスを利用



●サービス事業者と契約※2します。
●ケアプランにそって サービス・活動事業 (▶P40～42) を利用します。

サービス事業者と契約する際の注意点

- □ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- □ 利用者の病気や身体の状況をよく把握してもらっている
- □ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- □ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- □ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



契約書をご自身で
よくチェックしましょう！
また、通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。

※2　契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。